

垂井ホールのご利用について

役場庁舎隣に、フロア面積約350m²の多目的ホール「垂井ホール」（収容人数約130人）があります。

貸出を行いますので、各種団体・サークル等の文化的活動の場として、ご利用ください。



■利用対象者

- 町内に住所を有する者又は町内に通勤若しくは通学している者
- 町内に事業所又は事務所を有する法人その他の団体
- その他町長が特に必要と認める者

■利用時間

午前9時から午後9時まで

■利用区分及び使用料

	午前	午後	夜間	全日
	午前9時～ 正午まで	午後1時～ 午後4時まで	午後6時～ 午後9時まで	午前9時～ 午後9時まで
平日	6,600円	6,600円	6,600円	19,800円
休日	7,590円	7,590円	7,590円	22,770円

※ご利用時間は、準備及び後片付けの時間を含みます。

※ご利用時間1時間延長につき、平日2,200円、休日2,530円の使用料が発生します。

■設備・備品

主な設備・備品は次のとおりです。使用料は無料です。

- ステージ（幅7.2m×奥行き3.6m）
- 大型スクリーン
- 会議用テーブル（3人掛け40台）
- 会議用椅子（100脚）
- マイク（ワイヤレス2本、有線1本）
- プロジェクター
- 演台
- ホワイトボード

■ご注意

次の内容でのご利用はできません。

- 政治活動又は宗教活動
- 営利を目的とする活動
- 管理上支障がある場合

■申込方法

ホールの利用にあたっては、次のとおりです。

申請書に必要事項を記入し、開庁時間内に総務課管財係へ提出してください。

1 申請書は、ホームページよりダウンロードもしくは総務課管財係にてお渡しします。ご利用希望日の2か月前より予約が可能です。

2 申請の内容を確認し、適当と認めた場合は、概ね1週間以内に許可書を発行します。併せて、許可書発行の際に、使用料をお支払いしていただきます。

3 利用日当日、許可書を持参のうえ、総務課管財係へお越しください。（閉庁時間は、時間外窓口へお越しください。）

4 利用

5 利用後は現状に回復し、利用報告書を記入し職員に提出してください。

「垂井ホールの設置及び管理に関する条例」及び「垂井ホールの設置及び管理に関する条例施行規則」に基づき、貸出をしますので、ご確認ください。

■問合せ先

総務課管財係 ☎ 22-1151（内線207・208）